

愛知県地域保健医療計画の別表の更新について

(別表全文は愛知県ホームページ「愛知県地域保健医療計画」(<http://www.pref.aichi.jp/0000039667.html>) の最下部に掲載されています。)

1 「(1)「がん」の体系図に記載されている医療機関名」の更新

(変更前)

医療圏	がん診療連携拠点病院等	連携機能を有する病院	専門的医療を提供する病院				
			胃	大腸	乳腺	肺	子宮
尾張北部	春日井市民病院 小牧市民病院	厚生連江南厚生病院	春日井市民病院 名古屋徳洲会総合病院 小牧市民病院 犬山中央病院 厚生連江南厚生病院	春日井市民病院 名古屋徳洲会総合病院 東海記念病院 小牧市民病院 犬山中央病院 厚生連江南厚生病院 さくら総合病院	春日井市民病院 小牧市民病院 厚生連江南厚生病院	春日井市民病院 名古屋徳洲会総合病院 小牧市民病院 厚生連江南厚生病院	小牧市民病院 厚生連江南厚生病院

(変更後)

医療圏	がん診療連携拠点病院等	連携機能を有する病院	専門的医療を提供する病院				
			胃	大腸	乳腺	肺	子宮
尾張北部	春日井市民病院 小牧市民病院	厚生連江南厚生病院	春日井市民病院 名古屋徳洲会総合病院 小牧市民病院 犬山中央病院 厚生連江南厚生病院 さくら総合病院	春日井市民病院 名古屋徳洲会総合病院 (削除) 小牧市民病院 犬山中央病院 厚生連江南厚生病院 さくら総合病院	春日井市民病院 小牧市民病院 厚生連江南厚生病院	春日井市民病院 名古屋徳洲会総合病院 小牧市民病院 厚生連江南厚生病院	春日井市民病院 小牧市民病院 厚生連江南厚生病院

注1:「がん診療連携拠点病院等」において、☆は「県がん診療連携拠点病院」、※は「地域がん診療連携拠点病院」、それ以外は「地域がん診療拠点病院」です。

注2:「連携機能を有する病院」とは、がん診療連携拠点病院以外のがん専門病院をいい、愛知県医療機能情報公表システム(平成24年度調査)において5大がん(胃、大腸、乳腺、肺、子宮)の1年間の手術件数が150件以上の病院です。

注3:「専門的医療を提供する病院」とは、愛知県医療機能情報公表システム(平成24年度調査)において部位別(5大がん)に年間手術10件以上実施した病院です。

2 「表2-1-1 2次医療圏における現況」の更新

(変更前)

医療圏	がん診療連携拠点病院等	連携機能を有する病院の現況 (5つのがんについて年間手術件数が150件以上の病院(がん診療連携拠点病院等を除く))	手術症例の少ない機能							
			口腔	咽頭	甲状腺	食道	胆道	膵臓	卵巣	骨髄移植
尾張北部	*春日井市民病院	-								
	小牧市民病院	-	—							
		厚生連江南厚生病院								

(変更後)

医療圏	がん診療連携拠点病院等	連携機能を有する病院の現況 (5つのがんについて年間手術件数が150件以上の病院(がん診療連携拠点病院等を除く))	手術症例の少ない機能							
			口腔	咽頭	甲状腺	食道	胆道	膵臓	卵巣	骨髄移植
尾張北部	*春日井市民病院	-			—					
	小牧市民病院	-	—							
		厚生連江南厚生病院								

- ・該当する部位の年間手術件数が1から9件の場合を、10件以上の場合を としてしています。
- ・*は、がん診療拠点病院(県指定)を表します。

3 「(3)「急性心筋梗塞」の体系図に記載されている医療機関名」の更新

(変更前)

医療圏	高度救命救急医療機関	循環器系領域における治療病院	心大血管疾患リハビリテーション実施病院
尾張北部	春日井市民病院 名古屋徳洲会総合病院 小牧市民病院 (厚生連江南厚生病院)	東海記念病院 犬山中央病院	(小牧市民病院) 犬山中央病院

(変更後)

医療圏	高度救命救急医療機関	循環器系領域における治療病院	心大血管疾患リハビリテーション実施病院
尾張北部	春日井市民病院 名古屋徳洲会総合病院 小牧市民病院 (厚生連江南厚生病院)	東海記念病院 犬山中央病院	(春日井市民病院) (小牧市民病院) 犬山中央病院

注1:「高度救命救急医療機関」とは、救急対応専門医師数7名以上(7人未満の場合は時間外対応医師(病院全体・当直)が4名以上)かつ循環器科医師と心臓血管外科医師の両方が在籍する病院です。(平成24年6月1日現在)
循環器科、心臓血管外科どちらかしか在籍しない病院は括弧で表示。

注2:「循環器系領域における治療病院」とは、愛知県医療機能情報公表システム(平成24年度調査)において経皮的冠動脈ステント留置術または経皮的冠動脈形成術(PTCA)を実施している病院です。

注3:「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」とは、回復期リハビリテーション病棟の届出を行い、愛知県医療機能情報公表システム(平成24年度調査)において心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院です。なお、括弧書きで記載している病院については、回復期リハビリテーション病棟の届出を行っていないが、心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院です。

愛知県地域保健医療計画更新事務取扱要領（抜粋）

（目的）

第1 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定められた愛知県地域保健医療計画及び愛知県医療圏保健医療計画の別表（以下「別表という。」）に記載されている医療機関名の更新に伴う手続きを、この要領において定める。

（基本方針）

第2 医療機関名の更新は少なくとも年1回は行うものとする。ただし、第5に定めるものは、随時更新するものとする。

（更新の手順）

第3 更新の手順は次のとおりとし、それぞれの期限は毎年定める実施マニュアルによる。

（5）更新の公表

別表の更新については、基幹的保健所等が圏域会議の意見を聴き、その後、医療福祉計画課が愛知県医療審議会医療計画部会（以下「計画部会」という。）の意見を聴く。なお、医療福祉計画課は、計画部会の意見を基幹的保健所等へ通知する。

医療福祉計画課は、 の手続きを経て更新した別表について、ホームページを修正するとともに縦覧を行っている機関（保健所及び県民生活プラザ）へ送付する。

（6）愛知県医療審議会への報告

医療福祉計画課は、別表の更新について愛知県医療審議会（以下「審議会」という。）へ報告する。

（適用除外）

第5 次に掲げる事項を確認した場合は、医療福祉計画課は第3の手順を経ることなく別表を修正することができる。ただし、修正した別表について、修正箇所を所管する基幹的保健所等は圏域会議へ報告し、医療福祉計画課は計画部会及び審議会へ報告する。

医療法の手続きを経て医療機関を廃止又は名称変更をしたとき。

がん診療連携拠点病院、がん診療拠点病院、救命救急センター、災害拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院及びへき地診療所を指定したとき又は指定を取り消したとき。

休日夜間診療所、第2次救急医療体制の病院群輪番制参加病院、精神科救急医療体制の病院群輪番制当番病院、小児救急医療支援事業参加病院に変更があったとき。

救急病院、救急診療所の認定及び申し出の撤回の告示があったとき。

東海北陸厚生局に回復期リハビリテーション病床の設置及び廃止の届出をしたとき。

計画部会において医療法施行規則第1条の14第7項に規定する医療機関として適当と認められたとき。

（適用除外の公表）

第6 医療福祉計画課は、第5により修正した別表について、ホームページを修正するとともに縦覧を行っている機関（保健所及び県民生活プラザ）へ送付する。

（附 則）

この要領は、平成23年5月10日から施行し、平成23年度の医療計画の更新から適用する。